平成２５年（フ）第３９２号
神戸市垂水区東舞子町11番３号
破産者　髙﨑　昭平
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４０号
神戸市兵庫区西上橘通１丁目１番８―402号
破産者　西ケ谷則昭
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５７号
神戸市北区有野中町２丁目３番９―102号、従前の住所神戸市北区花山東町６番２―303号
破産者　山澤美代子
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８９号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番５―304号
破産者　坂本菜々江
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７８号
広島市安佐南区川内６丁目32番16号
破産者　加藤　明彦
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４号
大分市金池南２丁目６番１号　豊後金池ビルA201
破産者　脇　　英二
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
青森県十和田市東二十二番町７番８号　ＭＴハウスＡ棟
破産者　高田　守男
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第４４号
青森県上北郡おいらせ町豊原２丁目777番地31
破産者　佐藤　京子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２７号
秋田県山本郡藤里町大沢字荒川37番地　グループホーム男子寮虹
破産者　佐藤　弘英
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第８号
秋田県横手市十文字町西原二番町14番地
破産者　飯塚　英悦
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第４８号
秋田県大仙市協和境字苅谷沢43番地75　境市営住宅Ｂ―305、旧住所秋田県大仙市若竹町30番10号
破産者　佐々木　緑
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１１９号
山形県長井市緑町16番14号　ウイニングハピネス205号、開始決定時の住所山形県長井市清水町１丁目９番33号
破産者　菅　　義政
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２４号
千葉県旭市ロの642番地
破産者　宮下　　久
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６１号
神奈川県茅ヶ崎市本村５丁目17番16号　チェリーブロッサム茅ヶ崎201号
破産者　渡邉　　梢（開始決定時の氏円城寺）
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５０号
横浜市中区長者町２丁目５番地５　長者町ビジネスマンション815号室
破産者　車　　貞淑（ＣＨＡ　ＪＵＮＧ　ＳＯ　ＯＫ）
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３号
金沢市大野町４丁目185番地16
破産者　高野　外光
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３６号
金沢市神田１丁目４番16号
破産者　佐藤　　元
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４０号
石川県河北郡内灘町字向粟崎５丁目19番地１
破産者　ファンキークラブこと　関谷　孝之
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所